

# 業務報酬基準（告示98号）に関する 課題と改正方針(案)について

---

令和3年12月17日

国土交通省 住宅局

# 業務報酬基準(告示98号)に関する課題と改正方針(案)【目次】

1. 業務報酬基準(告示98号)改正に向けたこれまでの検討経緯	・ ・ ・ ・ ・ p2
2. 主な課題等に対する改正方針(案)	
① 戸建て住宅の実態に合わせた略算法の見直しに関する事	・ ・ ・ ・ ・ p4
② 難易度の観点に複数該当する場合の取り扱いに関する事	・ ・ ・ ・ ・ p7
③ 複合建築物の取り扱いに関する事	・ ・ ・ ・ ・ p10
④ 改修工事の設計等に関する業務報酬基準の整備に関する事	・ ・ ・ ・ ・ p13
⑤ BIMの業務の取り扱いに関する事	・ ・ ・ ・ ・ p15
⑥ 工事監理業務の工事期間等による業務量の増減に関する事	・ ・ ・ ・ ・ p17
⑦ 省エネ適合性判定・省エネ計算の取り扱いに関する事	・ ・ ・ ・ ・ p19
3. アンケート調査の実施上の留意点や工夫等について	・ ・ ・ ・ ・ p20
4. 業務量把握のための体制整備に向けた取組状況等について	・ ・ ・ ・ ・ p21

# 1. 業務報酬基準(告示98号)改正に向けたこれまでの検討経緯

## 検討委員会について

「建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準（平成31年国土交通省告示第98号）検討委員会」委員名簿

### 【学識経験者】

大森 文彦	弁護士・東洋大学法学部 教授
蟹澤 宏剛	芝浦工業大学建築学部建築学科 教授
金多 隆	京都大学大学院工学研究科建築学専攻 教授
小泉 雅生	東京都立大学大学院都市環境科学研究科 教授
清家 剛	東京大学大学院新領域創成科学研究科 教授

### 【設計関係団体】

青木 伸	公益社団法人日本建築家協会（株式会社日建設計新領域開拓部門 イノベーションデザイングループ シニアダイレクター）
一條 典	一般社団法人日本建築構造技術者協会（有限会社構造設計舎 代表取締役）
後藤 伸一	公益社団法人日本建築士会連合会（ゴウ総合計画株式会社 代表取締役）
佐々木 宏幸	一般社団法人日本建築士事務所協会連合会（A I S総合設計株式会社 代表取締役社長）
柴田 淳一郎	一般社団法人日本建設業連合会（株式会社大林組 設計本部本部長室 部長）
高木 俊幸	一般社団法人日本設備設計事務所協会連合会（一般社団法人日本設備設計事務所協会連合会 会長）
山下 開	一般社団法人建築設備技術者協会（株式会社日建設計 執行役員 品質管理部門 技術法務管理グループ プリンシパル）

### 【オブザーバー】

国土交通省 大臣官房官庁営繕部  
国土交通省 土地・建設産業局  
国土交通省 住宅局

### 【事務局】

国土交通省 住宅局 建築指導課  
(公財)建築技術教育普及センター

### 【コンサルタント】

株式会社市浦ハウジング  
& プランニング

# 1. 業務報酬基準(告示98号)改正に向けたこれまでの検討経緯

時期	検討内容
令和3年8月30日	令和3年度第1回中央建築士審査会 改正の検討開始
令和3年11月1日	第1回業務報酬基準検討委員会 今後の議論の進め方、主な議題に対する各団体へのヒアリング結果、改正に向けた視点の整理
令和3年12月3日	第2回業務報酬基準検討委員会 第1回における改正の視点の議論を踏まえた各団体からの意見、改正方針(案)の議論
令和3年12月17日	令和3年度第2回中央建築士審査会 改正方針等の中間審議
令和4年1月17日 (予定)	第3回業務報酬基準検討委員会 改正方針の議論、アンケート項目・内容、実施方法等の検討、業務量蓄積の仕組み作りの議論①
令和4年2月21日 (予定)	第4回業務報酬基準検討委員会 改正方針の議論、アンケート項目・内容、実施方法等の検討、業務量蓄積の仕組み作りの議論②
※第3回までの検討の進捗具合によっては、3月中旬に第5回の検討委員会を追加開催	
令和4年4月～ 夏以降	業務内容や業務量を把握するアンケート調査の実施 検討委員会において、アンケート調査結果の集計・分析 改訂素案の検討 中央建築士審査会において、改定案の検討

## 2-①. 戸建て住宅の実態に合わせた略算法の見直しに関すること①

### 課題

- 告示第98号の制定時において、業務量に係るアンケート調査の結果、有意な結果が得られず、旧告示15号から見直しを行えなかった。
- 現行の別添三別表第13（詳細設計及び構造計算を必要とするもの）、14（詳細設計を必要とするもの）、15（その他）の種類の違いが分かりにくいとの声がある。

### 改正の視点・論点

- アンケート調査において、できるだけ多くのサンプルを集めるための方法・工夫等についても検討が必要ではないか。
- 現在の別添三別表第13（詳細設計及び構造計算を必要とするもの）、14（詳細設計を必要とするもの）、15（その他）の種類の取り扱いをどうすべきか。
  - ・ 構造種別（例：RC造、S造、木造（構造計算を必要とするもの）、木造（壁量計算を行えばよいもの））で分類し業務量を設定することは考えられるか。

この場合、元の別添三別表第13、14、15の分類における、「詳細設計」の有無の違いについて、何らかの分類が必要か。
  - ・ 省エネ性能に着目し、ZEH基準適合住宅か否か等で業務量を設定する、もしくは、ZEH基準適合住宅とする場合に難易度として設定することは考えられるか。
- 設計、工事監理各々について、構造、設備の区分は必要か。
- 工業化住宅等の取り扱いをどうすべきか。類別を分ける、もしくは対象外として扱うべきか。

（議論の前提として、工業化住宅等を建築する事業者を中心とした住宅産業の関係団体等に対して、現場における業務報酬基準の取扱いや、現行の業務報酬基準に対して認識している課題等について、ヒアリングをする必要があるのではないか。）

## 2-①. 戸建て住宅の実態に合わせた略算法の見直しに関すること②

### 改正の方針(案)

#### 【アンケート調査において、できるだけ多く適切なサンプルを集めるための方法・工夫】

- 団体において、戸建住宅を手掛ける中小建築士事務所をできるだけ数多く選定し、積極的な働きかけを行う。
- 構造計算図書の保存や省エネ性能の説明等の義務を適切に実施している案件・設計事務所を選定する。
- 追加的業務を明確化し、調査を行う。

#### 【現在の別添三別表第13(詳細設計及び構造計算を必要とするもの)、14(詳細設計を必要とするもの)、15(その他)の種類の取扱い】

- 現行の種類のうち、該当する種類を確認するとともに、構造種別（木造(在来軸組み工法)、木造(在来軸組み工法を除く)、RC造、鉄骨造等）、BEI、ZEH基準への適合について、アンケート調査で確認する。
- 上記の結果を分析し、種類の見直し※について検討する。

※ どの程度細分化した種類を設定できるかは、調査でどれだけのサンプル数を収集できるか、統計的に適切に処理できるかによる。調査結果によっては、以下のように現行よりも簡素化した種類とすることも考えられるのではないかと。

<種類の例>

第13：第14を除く戸建住宅      第14：木造戸建住宅（在来軸組工法）

#### 【設計、工事監理各々について、構造、設備の区分の必要性】

- 専業事業者の業務実態を考慮し、区分は維持する。  
(調査上は総合が構造・設備も含めて実施した案件について業務量の適切な配分が課題)

#### 【工業化住宅等の取り扱い】

- ハウスメーカー等の事業者の業務報酬基準の活用実態等を踏まえ、製造者認証や型式適合認定を活用した住宅など、何らかの規格化された住宅については、略算表の対象外として取り扱う。

### アンケート調査にあたって確認・検討すべきこと(案)

- できるだけ多く適切なサンプルを集めるため以下の対応を実施する。
  - ・ 団体において、戸建住宅を手掛ける中小建築士事務所をできるだけ数多く選定しリスト化する。
  - ・ 構造計算図書の保存や省エネ性能の説明等の義務を適切に実施している事業者を調査対象としてリスト化する。
  - ・ 実態に即した回答を得る為に、追加的業務を明確化し、調査を行う。
    - 例(日本建築家協会の提案)：
      - ・ 住宅の敷地の購入に関する相談業務
      - ・ 省エネ計算、高気密・高断熱設計及びそれらの説明や補助金申請に関する業務
      - ・ 建築主への特別な説明及び資料作成に係る業務
      - ・ 施工者が事前に決定(建築条件付き等)されている場合に発生する業務(施工者への特別な指導監督が必要な場合)
      - ・ 建築主の強い要望に従い、大巾な予算超過をした場合の設計変更業務
      - ・ 2世帯住宅等、世帯数が複数になる場合の設計によって生ずる調整業務
      - ・ ローコストやハイコストの場合の技術的検討及び詳細図作成業務
- 現行の類型のうち、該当する類型を確認するとともに、構造種別(木造(在来軸組み工法)、木造(在来軸組み工法を除く)、RC造、鉄骨造等)、BEI、ZEH基準への適合について、アンケート調査で確認する。
- 設計、工事監理各々について、従前どおり、総合、構造、設備を区分し調査する。  
調査上は、総合が構造・設備も含めて実施した案件については、各区分に業務量を適切に配分するよう注意喚起する必要がある。
- 対象は「規格によらず個別に建築主のオーダーに基づき設計する戸建住宅」として調査する(製造者認証や型式適合認定を活用した住宅など、何らかの規格化された住宅については、調査の対象外として取り扱うことを明示)。

### 課題

- 現在の告示第98号においては、難易度係数が設定された建築物の特性に複数該当する建築物の場合は、「当該建築物の特性に鑑み最も適切な難易度係数を適用することを基本」としており、一つ該当する場合と同様の難易度係数を適用せざるを得ない。

※ 告示第98号の制定時の業務量に係るアンケート調査において、十分なサンプル数が得られなかったこと、十分なサンプル数が得られた組み合わせであっても統計的に優位な結果が出ない又は結果に齟齬が生じたことから、複合難易度係数の設定を断念した。

### 改正の視点・論点

#### ■ 複合難易度の設定等について

- 現行の「構造」6種類、「設備」3種類、共に難易度の観点はそれぞれ独立し互いに相関関係がないとしてよいか。独立性の観点から見直すべき項目はないか。
- アンケート調査において、できるだけ多くのサンプルを集めるための方法・工夫等についても検討が必要ではないか。

#### ■ その他個別の難易度について

- 「構造」は「特殊な形状の建築物」、「設備」は「特別な性能を有する設備が設けられる建築物」について、当該項目の中で複数難易度係数を設定するなど細分化すべきとの意見があるが、具体的にどのような細分化が可能であると考えられるか。
- 他に追加すべき難易度の分類はあるか。  
(例：構造計算ルートによる難易度、「総合」や「設備」への「複雑な形状」や「免震建築物」の追加など)



## 改正の方針(案)

### ■ 複合難易度の設定等について

#### 【現行の「構造」6種類、「設備」3種類、の独立性】

- 複数を重ねて適用する上での前提となる各難易度項目の独立性が確保されているのであれば、現行の類型を基本とする。独立していない項目があるのであれば、当該項目の一部見直しを検討する。
- 上記に基づき調査した結果を踏まえ、複合難易度の設定（掛け合わせ又は加算する方法等）について検討する。

#### 【アンケート調査において、できるだけ多く適切なサンプルを集めるための方法・工夫】

- 団体において、難易度の適用に該当するサンプルを多く回答してもらうよう事業者積極的に働きかけを行う。
- 調査においては、必要に応じて、各難易度の区別がより明確なるよう例示等を追加する等の工夫を行う。

### ■ その他個別の難易度について

#### 【構造】の「特殊な形状の建築物」、【設備】の「特別な性能を有する設備が設けられる建築物」の見直し】

- 例えば「特別な性能を有する設備が設けられる建築物」について、省エネ性能向上とBCP対応など、独立性を確保できる項目として分類すべきものがあるか検討する。  
分類すべきものがある場合は、アンケート調査において、当該項目の該当について確認し、業務量への影響を把握した上で、略算表への反映（細分化等）を検討する。  
※ 細分化するほど、統計的に処理できる数のサンプルの確保が課題となり、複合難易度の設定がより困難になる可能性はある。

#### 【その他に追加すべき難易度の分類等】

- 例えば、構造計算ルートによる難易度、「総合」や「設備」への「複雑な形状」や「免震建築物」の追加、など団体から提案のあったもののうち、明らかに難易度に関係してくると判断できるものに限り、処理できる数のサンプルの確保や回答の負担等の観点も踏まえ、アンケート調査において、当該項目の該当について確認するか検討する。
- 現行の「木造建築物（小規模建築物を除く）」について、小規模なものも対象とするか、検討する。

## 2-②. 難易度の観点に複数該当する場合の取り扱い等に関すること③

### アンケート調査にあたって確認・検討すべきこと(案)

- 現行の類型の独立性の観点からの見直しの必要性に応じ以下の対応を実施する。
  - ・ 各難易度項目の独立性が確保されているのであれば、前回と同様、各項目の該当について調査する。  
(独立していない項目があるのであれば、当該項目の一部見直しをした上で調査)
  - ・ 調査においては、必要に応じて、各難易度の区別がより明確なるよう例示等を追加する等の工夫を行う。

例(日本建築構造技術者協会の提案) :

①特殊な形状の建築物

- ・ 上下階で用途が異なる建築物や中間階に大空間がある建物で、柱抜けなどの計画を行わなければいけない場合
- ・ 平面形状が三角形やスキップフロアを有する建物

等

③特殊な解析、性能検証等を要する建物

- ・ 搭状建物や超高層建物で、風の影響の調査(風応答解析など)を必要とする場合
- ・ プラントなど特殊な荷重が複雑に作用する建築物の場合
- ・ 半導体施設の振動環境など特別な構造基準を要する場合

等

④特殊な構造による建築物(時刻歴解析等大臣認定を要するものは除く)

- ・ 膜構造、アーチ構造、テンション構造、超ロングスパン構造など特殊工法を適用する場合
- ・ 付加制振構造とする場合
- ・ エキспанションジョイントにより構造的に別棟となる建築物の場合
- ・ 混合構造(構造種別が2つ以上あるもの。)

等

- できるだけ多く適切なサンプルを集めるため、団体において、難易度の適用に該当するサンプルを多く回答してもらうよう事業者働きかけを行う。
- 独立性を確保できる項目として分類すべきものや追加すべきものがある場合には、当該項目の該当について調査する。

## 2-③. 複合建築物の取り扱いに関すること①

### 課題

- 現行は、「独立運用」可能な複合建築物については「単純合算法」、「独立運用」できない複合建築物については「加重平均法」による算定方法を示しているが、算定した業務量が、各用途の単独用途の建築物として算定した業務量のうち少ない方の業務量よりも下回る場合、適用できない。

※ ガイドラインには、次回の実態調査時には「「独立運用」の可否」に係る判断基準を提供することが必要と示されている。

### 改正の視点・論点

- 複合建築物・複合用途の定義を明確化すべきとの意見があるが、どのような定義が考えられるか。
- 複合建築物から除くべき用途は考えられるか。  
例えば、付置義務駐車場等が設置されるような場合は除くべきか。
- 現行の「単純合算法」や「加重平均法」とは異なる算出方法が考えられるか。  
例えば、用途の複合化による難易度係数を設定して、それを乗じるといった方法は考えられるか。  
(複合建築物と同面積の単独用途の建築物の業務量を基準とし、それに複合化に係る難易度係数をかけるといった方法は考えられるか。  
全体としての整理が難しい場合は、よくある用途組み合わせのパターンについて、設定するといった方法も考えられるか。)
- 「次回以降の改定時には「独立運用」の可否」の判断基準を提供すべき」との課題があるが、ガイドラインに記載の定義で問題ないか。

※ ガイドラインでは「独立運用が可能とは、建築物の用途ごとに独立した同線（避難経路を除く）が計画されており、用途ごとに単独で施設運用（付帯設備（駐車場・機械室等）の供用は施設運用に含まれないものとする。）が可能ということの意味している。」と明示している。

## 2-③. 複合建築物の取り扱いに関すること②

### 改正の方針(案)

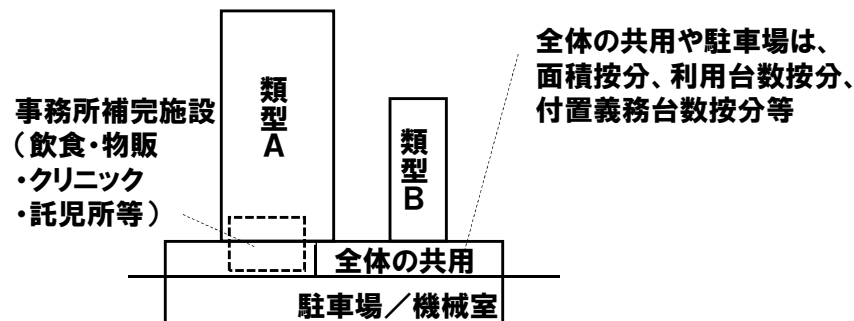
#### 【複合建築物・複合用途の定義の明確化】

- どのような明確化が必要かについて、団体からの具体的な提案に基づき検討する。  
 例えば、団体から意見のあった以下の案も踏まえ、どのように定義・分類するか議論。

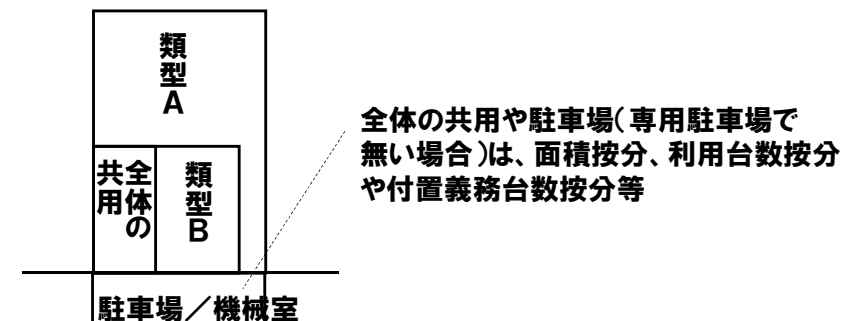
例（日本建築家協会の意見）

- ・ 定義： 専有する（補完施設を含む）用途が複数あり、各個別の用途の部分の共用部（専有部の為の共用設備）と建築物全体の共用部（全体機械室／付帯駐車場、避難施設、全体エントランス等）が明確に分かれていて、専有する用途がそれぞれで（単独）運用可能な建築物
- ・ 分類： 形態により、大きく分けて①分棟タイプと②積層タイプに分類（アンケート調査において該当を確認）

① 分棟タイプ（平面で分かれているものを含む）



② 積層タイプ



- ・ 独立運用の可否の定義について：独立運用は、必ずしも動線により決まるものではなく、独立運用の視点で業務量を単純合算や加重平均と結びつけるのは無理がある。

- 団体から複合建築物から除くべきものとして提案のあった以下の用途について、取扱いを検討※する。

<団体等から提案のあった用途>

付置義務駐車場、事務所の補完施設である飲食・物販店舗、工場に付帯して合築された倉庫

- ※ 単体の用途の建築物(a)と付置義務駐車場等を含む建築物(b)とを同一の業務量としてよいか。  
 調査上は付置義務駐車場等を含むかを確認し、(a)と(b)で業務量に有意な違いがないか確認が必要ではないか。  
 (有意な違いがある場合には、冒頭の複合建築物に加え、これらについても分類が必要になるか)

## 2-③. 複合建築物の取り扱いに関すること③

### 【現行の「単純合算法」や「加重平均法」とは異なる算出方法の設定】

- 例えば、用途の複合化による難易度係数を設定して、それを乗じるといった方法など、別の算出方法を検討の上、アンケート調査を経て、どの算出方法が適しているか分析・検討する。
- 調査の結果、複合建築物とされやすい組合せの傾向等が見られるのであれば、特定のパターンを抜き出して設定する、特殊なものを除く等についても検討する。

### アンケート調査にあたって確認・検討すべきこと(案)

- 複合建築物の定義について明示して調査を行う。分類等が定義された場合は、該当のタイプについて確認する。
- 団体から複合建築物から除くべきものとして提案のあった付置義務駐車場等の用途について、調査上は当該用途を含むかを確認を行う。
- 前回と同様、確認申請上の用途区分／用途名称ごとに面積を回答する方法とするか、建築物の類型（「用途」）ごとに面積を回答する方法とするか、検討を行った上で、明示して調査を行う。
  - ※ 団体から、「付帯する（付置義務）駐車場や事務所を補完する商業施設等は、従属する施設と捉えるべきで、確認申請で区分される用途名称では複合建築物（用途（建築物の主な類型）の構成）を整理はできない。」との意見あり。
- できるだけ多く適切なサンプルを集めるため、団体において、大手の事務所に働きかけを行う。

### 課題

- 現行は、現在は耐震診断・改修のみ告示670号で規定しており、改修工事の業務量の設定はできていない。

### 改正の視点・論点

- 改修内容が多岐にわたる中で、どのような改修の分類が可能か。  
(細かく分類をしすぎると調査に回答する事業者の負担になり、必要なサンプルが集まらない懸念もある。)  
業務量が比較的設定しやすいと考えられる改修、ニーズの高い改修といった観点での分類は考えられるか。
- 上記のような観点も踏まえ、特定の改修に絞って調査し、業務量を設定するといった方法は考えられるか。  
こうした場合、どのような改修をターゲットとすべきか。

### 改正の方針(案)

#### 【現実的に可能と考えられる改修の分類・絞り込み】

- 全てを細分化し調査するのは、事業者の負担からしても困難であり、業務量の設定にうまくつながらない。  
団体から提案のあった改修等を踏まえ、一定程度定型化されているものや業務量サンプルの収集が比較的容易なものなど現実的に業務量の設定が可能な改修や、社会的ニーズの高い改修といった観点から、以下の全面的な改修を候補とし、標準業務の整理等の作業期間やアンケート調査の実施負担等も踏まえ、対象とする改修の絞り込みを検討する。  
調査の対象とする改修については、調査の前提として、標準業務と追加業務の整理を行う。

#### <調査対象とする改修の候補(案)>

- ・ スケルトン改修など床面積により業務量が変わると思われるもの
  - ・ 間取り改修を伴う戸建住宅の改修
  - ・ 設備の全面改修
  - ・ 断熱改修（省エネ計算を伴うもの）
- 上記と併せて、次回以降の見直しにつなげるという観点から、何を対象にどういった調査を行うべきか検討する。

### アンケート調査にあたって確認・検討すべきこと(案)

- 現実的に実施可能な範囲で対象とする改修の絞り込みを検討した上で、調査する。  
調査にあたっては、標準業務と追加業務の整理を行う。
- 上記にあたり、団体から意見のあった現況調査の内容、設計図書(竣工図含む)や確認申請図書・検査済証の有無、居ながら工事か否かなど業務量に影響する要素をどこまで確認するか、アンケート調査の実施負担等も踏まえ検討する。
- 次回以降の見直しにつなげるという観点から、対象や調査項目・内容を検討する。

## 2-⑤. BIMの業務の取り扱いに関すること①

### 課題

- 現行は、BIMを活用した設計業務は略算方法をそのまま適用することは適切でないとされている。

### 改正の視点・論点

- BIMを活用した設計事例がまだ一般的とは言えない状況で、安定的かつ十分なサンプルデータが得られるか。
- BIMによるデータ作成・納品等は「追加な業務」として取り扱うことができるか。  
(業務の合理化による業務量の削減効果はどのように捉えるべきか)
- 次回以降の見直しも見据えつつ、BIMに関連する業務について、何をアンケートで確認すべきか。



## 2-⑤. BIMの業務の取り扱いに関すること②

### 改正の方針(案)

#### 【安定的かつ十分なサンプルデータ収集の課題】

- BIMの導入については拡大途上にあり、業務上の活用実態や習熟度等は様々であることから、今回の見直しにおいては、業務量を数値化し告示化することは困難であるという前提のもと、以下について検討する。

#### 【「追加な業務」の取扱い】

- BIMによるデータ作成・納品など「追加な業務」として取り扱うべき業務を検討する。

＜団体等からこれまでに提案のあった業務＞

- ・ BIMのデータ作成に関する業務
- ・ BIMデータの納品に関する業務
- ・ 設計検証として行う各種3DシミュレーションやBIMを用いたZEBやZEH等への設計業務、VR

#### 【アンケート調査において確認すべき事項】

- 次回以降の見直しも見据えつつ、BIMに関連する業務について、何をアンケートで確認すべきか検討する。

＜団体等からこれまでに提案のあった主な改修等＞

- ・ 「BIM関連作業時間」が設計者の行っている総業務量に対してどの程度の割合を占めるかを確認
- ・ ①S2（基本設計）②S3（実施設計1）③S4（実施設計2）④S5（設計意図伝達・工事監理）の各段階での業務量と、⑤発注者にBIMデータを引き渡す際のカスタマイズ業務について区分して業務量を確認

### アンケート調査にあたって確認・検討すべきこと(案)

- 「追加な業務」として取り扱うべき業務を検討し、アンケート調査において明示する。

- BIMに関連する業務について、アンケート調査の実施負担等も踏まえ、例えば、BIM活用の有無、BIM活用の業務範囲（設計、施工、維持管理等）、BIMを作成・活用する者の経験年月数など、確認すべき事項を検討し、調査する。

## 2-⑥. 工事監理業務の工事期間等による業務量の増減に関すること①

### 課題

- 工事期間や頻度、現場常駐であるか否か等で、業務量が変わるといった実態があるとの声があるが、現行の基準はこれらの違いを反映するものとして設定はされていない。

### 改正の視点・論点

- 「工事期間」等について「標準」を示すことは可能か。  
「標準」を示すためには、具体的なエビデンス等が必要になるが、そうしたものは存在するか。  
(特に「頻度」については、国として標準を示すことはハードルが高い。)
- 「工事期間」、「頻度」、「現場常駐か否か」については、「追加的な業務」として取り扱う、難易度係数として設定するなど、どのような取り扱いが適切と考えられるか。
- 上記に加え、例えば、「杭の有無」、「地下の有無」、「階数」など、調査で把握しておくべき項目は何か。

## 改正の方針(案)

### 【「工事期間」等に係る「標準」の設定の可否】

- 標準的な工事期間等を示すことは困難であるが、団体から具体的な算出方法等※について提案がある場合は、例えば、当該算出方法に基づく工期と実際の工期を回答してもらい、その割合と業務量との関係を分析するなど、工期の違いによる業務量への影響率等の算出の可能性について検討する。

※ 団体から、日本建設業連合会が示している「建築工事適正工期算定プログラム」について提案があったが、有償であり、調査で各事務所に確認することは困難といった課題があり、活用は難しい。

### 【「工事期間」、「頻度」、「現場常駐か否か」等の取扱い】

- 「工事期間」、「頻度」、「現場常駐か否か」については、標準を示すことが困難な中で、現実的にどういった方法で基準への反映が可能であるか検討する。基準への反映の可能性のあるものについては、アンケート調査において当該項目の該当について確認し、業務量への影響等を分析する。

### 【その他、調査で把握すべき項目】

- 業務量に関係してくる要素について、アンケート調査の実施負担等も踏まえ、調査項目として追加すべきものを検討の上、業務量への影響を分析する。

＜団体等から提案のあった項目＞

「杭の有無」、「地下の有無」、「階数」、「工区数」、「設計・施工の不具合等」

## アンケート調査にあたって確認・検討すべきこと(案)

- 工事期間については、団体から具体的な算出方法等の提案があれば、当該算出方法に基づく工期と実際の工期を調査する。
- 「工事期間」、「頻度」、「現場常駐か否か」のうち、基準への反映が見込めるものについては、当該項目の該当について調査する。「頻度」については、以下の団体からの意見も踏まえ、調査内容を精査する必要がある。

＜団体からの「頻度」に係る意見＞

- ① 定例会について、通常、1回／週の定例会（週例、分科会）、1回／月の総合的な定例会（月例）が行われており、それに該当するか、それよりも手厚いのか、手薄いのか、を確認。
- ② 現場照合等について、月例ごとに実施するか、週例ごとに実施するか、それ以上に実施するか、等を確認。
- ③ 場外検査立ち合いについて、実施するか、実施しないか、頻繁に実施するか、等を確認。

- 業務量に関係してくるその他の要素について、調査の実施負担等も踏まえ、調査項目として追加すべきものを検討する。

## 2-⑦. 省エネ適合性判定・省エネ計算の取り扱いに関すること①

### 課題

- 建築物省エネ法については、新法の動向を踏まえつつ、図面作成とは別に行う省エネ計算については別途業務量を調査する等、丁寧なフォローが必要。

※ 告示98号では、2,000㎡以上の非住宅建築物の省エネ基準への適合及び300㎡以上の建築物の省エネ性能の確認（届出）に係る設計検討、設計図書等の作成（省エネ計算、省エネ適判を含む。）の業務について、標準業務に含むとガイドラインで記載）

### 改正の視点・論点

- 義務化に伴い省エネ適合性判定・省エネ計算に係る業務量をどのように取り扱うべきか。
- 新たに義務化の対象となったら300㎡以上の建築物や現時点で義務化の対象でない規模の建築物については、どのように業務量を把握し、反映できるか。（例えば、省エネ基準への適否に係る説明を行ったものは、省エネ計算を実施したものとみなして、業務量を把握するといった方法は考えられるか）

### 改正の方針(案)

#### 【義務化に伴う省エネ適合性判定・省エネ計算に係る業務量の取扱い・把握方法】

- 新たに義務化の対象となったら300㎡以上の建築物や現時点で義務化の対象でない規模の建築物については、省エネ基準への適合を確認して設計したものを対象に業務量を把握し、略算方法への反映方法について検討する。
- 今後の段階的な省エネ基準の引上げや仕様規定化等の基準改正が措置された場合の業務量の変動については、次回以降の見直しにおいて調査し、略算方法への反映について検討する。

### アンケート調査にあたって確認・検討すべきこと(案)

- 省エネ基準への適合を確認して設計したものの業務量を調査する。

### 3. アンケート調査の実施上の留意点や工夫等について

#### アンケート調査の実施に向けて必要な視点・論点

※主には今後のアンケート調査の内容・実施に向けた検討の場において議論

- 正しく業務量を回答してもらうためにどのような取り組み・工夫が必要か。

##### <団体等から提案のあった項目>

- ・ 該当する技師レベルをそのまま入力するシステムの採用
- ・ 標準業務を設計・監理一体で全て行ったサンプルである事を検証・確認するチェックリストの作成
- ・ 外部委託等による業務量の取り扱いの明示
- ・ 確認申請の用途分類ではなく、主に告示別添二の建築物の類型から構成される部分（「用途」）ごとの面積を記載
- ・ 複数の事務所に対するプレ調査の実施
- ・ 別途、WGなど十分に関係団体を交え協議する機会の設定
- ・ 団体による説明会等の実施

等

- 特に（前回業務量が下がったことを課題とする意見がある）小規模建築物の業務量を正確に把握するために、何が必要か。

- その他、サンプル数を増やすためにどのような取り組み・工夫が必要か。他に配慮が必要な事項はあるか。

##### <団体等から提案のあった項目>

- ・ サンプルをより多く収集するために、前回の告示改定時の調査で提出した範囲を含み最新のサンプルまで（約13年間分）を提出できるようすべき。
- ・ アンケートは回答する建築士事務所に一定の負荷を与えることから、調査項目は今回の改正に直接関係する必要十分なものとする。調査項目をむやみに増やすことは、回収率の低下につながる恐れ。
- ・ 「直接経費＋間接経費」の比率に関して、それぞれの経費を例示等によって、正確にアンケート回答者に伝わるように、経費区分の明確化をお願いしたい。

## 4. 業務量把握のための体制整備に向けた取組状況等について

### 業務量把握のための体制整備に向けて必要な視点・論点

※主には今後のアンケート調査の内容・実施に向けた検討の場において議論

- 次年度に実施予定のアンケート調査に備え、各事務所で適切なデータ保存をするための体制整備に向けてどのような取り組み・工夫が必要か。
- 今後の定期的な見直しに備え、各事務所で適切なデータ保存をするための体制整備に向けてどのような仕組みを作る必要があるか。